

学べるしあわせをみんなに。

## 高校生対象給付型奨学金 「まなべる基金」

# 第10期受付中

(令和3年度給付開始)

応募  
締切

令和2年10月16日(金)  
※消印有効

義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。  
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、  
かけがえのない仲間に出会えるときでもあります。

だから今、“学べる”という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。  
そんな想いを込めて、  
東日本大震災復興支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

まなべる基金は、困難な状況の中でも、  
学ぶことをあきらめない高校生を支援するための奨学金制度です。

### お知らせ

所得基準を超えていても、令和2年1月～12月にかけて減収が見込まれ、「令和3年度所得証明書(令和2年1月～12月)」の所得金額の合計額が合計基準を下回る見込みがある方も応募可能です。  
※追って令和3年6月中までに、「令和3年度所得証明書」を事務局へ提出し所得合計が下回っていることを証明する必要があります。

### 応募の流れ

1 応募書類を  
学校から  
受け取る<sup>※1</sup>

2 応募資格の  
有無を  
確認する

3 応募に  
必要な書類を  
準備する

4 在籍校経由で  
必要書類を  
提出する<sup>※2</sup>

※1 応募書類はまなべる基金ウェブサイトよりダウンロード可能です。 ※2 中学校3年生の場合は、在籍校を通さず直接事務局へ応募してください。

### お問い合わせ

ご不明な点がありましたらお気軽にお電話ください。

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」事務局 〒105-7313 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング13階  
TEL 0120-935-459 / 0120-957-802 (平日12:00～17:00) E-mail manaberukikin@minnade-ganbaro.jp

募集要項など、詳細はウェブサイトをご覧ください。 ►

まなべる基金

検索

または  <http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>

# まなべる基金(第10期) 制度概要

奨学金の対象者	東日本大震災で被災し、令和3年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍している生徒 ※詳しい応募資格については必ず募集要項をご確認ください。		応募締切	■中学校3年生・奨学生担当の先生 令和2年10月16日(金) ※消印有効 ※締切日を過ぎての応募は受付できませんので、余裕をもってご準備ください。
奨学金の種類	給付型奨学生 廉価不要です。		■高校生、その他の学校在籍生徒(中学校3年生以外) 各校で定められた提出日 ※詳しくは奨学生担当の先生にご確認ください。	
給付金額	3年制高校等	年間19万円(最長3年間)	応募書類送付先	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階 特定非営利活動法人ジービーパートナーズ 東日本大震災復興支援財団 『まなべる基金(第10期)』応募書類 担当行 ※郵送以外は受付できません。
給付期間	4年制高校等	年間14.25万円(最長4年間)	選考	応募書類の記載をもとに、選考委員会にて総合的に判断します。 ※応募資格を全て満たしても必ずしも採用されるわけではありませんので、予めご了承ください。
	その他学校	年間19万円(高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間))	採否決定	令和3年1月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送で通知します。 ※中学校3年生の場合は、直接自宅宛に郵送で通知します。 ※採否決定通知で「条件付き採用」となった方の場合については、詳細は募集要項をご確認ください。
募集人数	80名程度			
応募方法	応募に必要な書類(願書・公的書類など)を準備し、在籍校経由で当財団へ郵送してください。 ※中学校3年生の場合は、在籍校を通さず直接事務局へ応募してください。			

## 応募資格の概要

まなべる基金(第10期)へは、以下の資格1~5の全てを満たさないと応募ができません。全ての資格に該当する場合は、必ず「まなべる基金(第10期)奨学生応募関連書類」で詳細をご確認いただき、応募に必要な書類をご準備ください。



### 資格1: 生年月日

平成13年4月以降に生まれ、令和3年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒。



### 資格2: 東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。



### 資格3: 被災をしていることが証明できる

被災をしていることが証明できる東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書の提出により証明できる。

※「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること

- ①原発の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②原発の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③原発の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村への帰還している。



### 資格4: 所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上(応募時点)の家族の「令和2年度所得証明書(令和元年1月~12月分)」の所得合計が以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計(18歳以上の家族)	213.6万円	302.3万円	370.5万円	430.8万円	507.6万円	579.9万円	651.2万円	721.7万円

【重要1】上記所得基準を超える方でも、「令和3年度所得証明書(令和2年1月~12月分)」の所得金額の合計額が合計基準を下回る見込みがある方は、別途追加必要書類提出をいただくことで応募が可能です。詳細は、募集要項をご確認ください。

【重要2】原発の影響で避難し、二重生活をしている場合(資格3①のケース)にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。  
(震災時の居住地域が岩手県・宮城県、福島県であること)



### 資格5: 他の奨学生との重複受給がないこと

他の給付型奨学生と重複受給はできません。貸与型奨学生でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学生(例:宮城県被災生徒奨学資金)を受給している場合も重複受給はできません。